

定 款

株式会社アマダ

株式会社アマダ 定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商号)

当社は、株式会社アマダと称し、英文では AMADA CO. , LTD. と表示する。

第 2 条 (目的)

当社は、次の各号に掲げる事業を営むことならびに次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）その他これらに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することおよびこれらに附帯または関連する事業を営むことを目的とする。

- (1) 金切帯鋸盤およびその他金属工作機械器具の開発、製造、販売、修理、賃貸、保守、点検、検査
- (2) レーザ加工機、プレス機械およびその他金属加工機械器具の開発、製造、販売、修理、賃貸、保守、点検、検査
- (3) 電子機器の開発、製造、販売、修理、賃貸、保守、点検、検査
- (4) 電子部品加工機械およびその周辺装置の開発、製造、販売、修理、賃貸、保守、点検、検査
- (5) 印刷機械の開発、製造、販売、修理、賃貸、保守、点検、検査
- (6) 運搬機械の開発、製造、販売、修理、賃貸、保守、点検、検査
- (7) 前各号の機器に関連するソフトウェアおよびコンピューターを利用した情報ネットワークシステムの開発、販売、修理、賃貸、保守、点検、検査
- (8) 前各号に関連する金型、工具、付属品および部分品の開発、製造、販売、修理、賃貸、保守、点検、検査
- (9) 前各号の古物の売買ならびにその受託販売、各号の技術およびノウハウの販売
- (10) 前各号に関連する商品の製造および研究開発の受託
- (11) 土木、建築、電気、鉄骨、プラントおよび造園工事の設計、施工、監理、請負
- (12) 育林業
- (13) 不動産の賃貸および管理

- (14) 一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業ならびに貨物利用運送業
 - (15) 総務、会計・経理、購買および人事、労務管理に関する業務等の代行
 - (16) 労働者派遣事業
 - (17) 前各号に関連する仲立業
 - (18) 前各号に関連する一切の事業
- ② 当社は、前項各号に定める事業およびこれに附帯または関連する業務を営むことができる。

第 3 条 (本店の所在地)

当社は、本店を神奈川県伊勢原市に置く。

第 4 条 (機関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第 5 条 (公告の方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、5億5,000万株とする。

第 7 条 (自己の株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第 8 条 (単元株式数)

当会社の1単元の株式数は、100株とする。

第 9 条 (単元未満株主の売渡請求)

単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の単元未満株式を売渡すこと（買増しという。以下同じ）を当会社に請求することができる。

- ② 前項の請求があった場合において、当社が売渡すことができる数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。

第 10 条 (単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

第 11 条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

第 12 条 (株式取扱規程)

当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会が定める株式取扱規程による。

第 13 条 (基準日)

毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、必要あるときは、あらかじめ公告して、一定の日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主ま

たは登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

第 14 条 （招集）

定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。

第 15 条 （招集者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定める取締役が招集し、議長となる。

- ② 前項に定める取締役に差支えあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第 16 条 （電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 17 条 （決議の方法）

株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によってこれを行なう。

- ② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

第 18 条 （議決権の代理行使）

株主は、代理人をもってその議決権を行使することができる。ただし、その代理人は、議決権を有する当社の株主1名に限る。

- ② 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第 19 条 (取締役の員数)

当社の取締役は、9名以内とする。

- ② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第 20 条 (取締役の選任)

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 21 条 (代表取締役)

取締役会は、その決議をもって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役は、各自会社を代表する。

第 22 条 (取締役の任期)

取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- ④ 補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第 23 条 (取締役会の招集)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定める取締役が招集し、議長となる。

- ② 前項に定める取締役が差支えあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
- ③ 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第 24 条 (取締役会の決議の省略)

当社は、取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第 25 条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 26 条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会の決議によって定める。

第 27 条 (取締役の責任免除)

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

第 28 条 (常勤の監査等委員)

監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。

第 29 条 （監査等委員会の招集）

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第 30 条 （監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

第 31 条 （会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 32 条 （会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計 算

第 33 条 （事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第 34 条 （剰余金の配当等）

当社は、剰余金の配当、自己株式の取得に関する事項等会社法第459条第1項各号に掲げる事項を、取締役会の決議によって定めることができる。

- ② 当社は、毎年3月31日のほか、9月30日その他取締役会が定める日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができる。

第 35 条 (配当金の除斥期間)

期末配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れるものとする。

附 則

(責任限定契約に関する経過措置)

第88回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第29条の定めるところによる。

2026年6月26日改定版